

1. 国・県等による助成事業（まとめ）

支援内容	対応事業	補助率	問い合わせ先
漁船・漁具の復旧	リース方式による漁船建造、中古船及び漁具・漁労設備の導入を支援	建造・中古船取得、 50万以上の漁具 <u>10分の9</u> 上記以外は、なりわい 再建支援補助金	所属支所または 本所事業推進室 076-234-8823
施設等の復旧 (なりわい再建支援 補助金)	施設等の復旧に要する経費の支援 ※償却資産である必要あり	<u>4分の3</u> 場合により定額補助	なりわい補助金相談窓口 0570-076-225
養殖生産体制の復旧	養殖生産用の資機材等の導入支援	<u>2分の1</u>	石川県農林水産部水産課 076-225-1652
漁業者の雇用維持	被災漁業者の漁業の再開までの間、他の漁船や他地域の漁業者が、被災漁業者を一時的に雇用した際の支援	受入漁業者に対し 月額最大18万8千円 を助成	本所組織対策室 076-234-8818

上記以外に、漁場の機能再生・回復を図るための、調査、漂流・堆積物の除去等に從事していただいた際に、賃金の形でお支払いする支援（漁場復旧対策支援事業）がありますが、こちらは所属支所にて調整のうえ実施させていただきます。

2. 見舞金（第一回）のお支払いについて

特に被害が甚大な、門前支所～穴水支所に所属する正組合員（本年1月1日時点）に対し、見舞金（2万円）をお支払いします。なお、見舞金を受け取られる前にお亡くなりになられた場合は、ご遺族を代表する方にお支払いします。

見舞金のお支払いは、水揚精算口座等への振込みとさせていただきます。

水揚精算口座をお持ちでなく、現金でのお受け取りを希望する方は、所属する支所、もしくは本所窓口へお越しください。なお、その際、写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード）をお持ちください。

3. 中古船情報について

全国より中古船情報を集めております。まとめ次第、随時石川県漁業協同組合のホームページにアップしてまいりますので、中古船をお求めの方はご確認ください。

4. リース料の支払い猶予について

漁船リース事業・新リース事業のリース料元金について、支払い猶予措置（概ね1年）が取られることとなりました。リース料の支払い猶予を希望される方は各支所のリース事業担当者までお知らせください。

なお、支払いの免除ではなく、猶予措置でありますことをご理解の程よろしくお願いいたします。

5. 出資金の一時払戻しについて（再掲載）

漁港、漁協施設の復旧が長期にわたると見込まれる門前、輪島、すず支所に所属する組合員について、希望する方の出資金一時払戻し（最低1万円残し）を行います。

また、上記支所以外の組合員で、漁船や漁具に深刻な被害のあった方については、地震災害対策本部の判断により払い戻しを行う事ができる可能性もありますので、個別にご相談ください。

払戻しを希望する方は、所属する支所、もしくは本所窓口へお申し込みください。

窓口へお越しできない場合は、所定の書類（JFいしかわHPに掲載）を印刷し、書類に記載の郵送先へ送付してください。

なお、払戻しの際は、みなし配当課税が源泉徴収されます。（1万円に対し200円程度）また、購入未収金など、組合に対する債務を有するときは払戻額より除外させていただきます。

当該払戻しは銀行振込みのみとさせていただきます。

※ 復興後、原則として減口した額の回復を求めますが、期間や金額等については今後検討します。

このお知らせは、石川県漁業協同組合のホームページ、Facebook、X（旧Twitter）でも公開しており、今後も新たな情報があり次第、随時お知らせを更新していきます。